

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定の締結について

1. 趣旨

近年、社会経済環境が大きく変化する中、市民ニーズは多様化・高度化する傾向にあることから、市の限られた財源・人員の中で、あらゆる市民ニーズに的確に対応することは非常に困難な状況です。

このことから、これまで市単独で取り組んできた分野においても、アウトソーシングの視点から、民間事業者等をはじめとするさまざまな主体との協働のもと、協働先の主体が有する知恵や技術、資金、ノウハウなどを可能な限り活用し、互いの役割分担により効率的で効果的な市民サービスの提供に努めていく必要があります。

一方で、民間事業者においても、地方公共団体と地域活性化や地域の課題解決などを目的とした包括連携協定を締結し、双方の資源を有効活用しながら相互連携事業に積極的に取り組むケースが県内でも多数見受けられます。

本市においても、令和3年度には、市内外を問わず多くの方に広く利用されており、情報発信力が高いと見込まれる株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び日本郵便株式会社との包括連携協定を締結し、取り組みを進めてきました。

今回、損害保険会社の知見を活かした、市民や企業に対する災害、安全、リスク管理に関する分野でのセミナーや講師派遣での協力を得ることができることから、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と協定締結を行うことで連携協力の取り組みを進めます。

2. 本市計画における位置付け

(1) 「第六次栗東市総合計画」〔計画期間：令和2～11年度〕

：基本構想において、「参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち」を基本目標の一つに掲げ、新たな公民連携のあり方を研究・追及することとしています。

また、これに基づく前期基本計画〔計画期間：令和2～6年度〕の政策5「行政の安心を営む」の施策1「市民参画と協働の推進」においても、行政をはじめ大学や企業などとの連携による多様な主体によるまちづくりを推進するとしています。

(2) 「第八次栗東市行政改革大綱」〔計画期間：令和2～6年度〕

：目標「組織の体質改善による持続可能な行政運営～アウトソーシングの積極的な導入を踏まえ～」の達成に向け、「協働の視点」から「市民参画・協働の推進」「アウトソーシングの活用」を掲げ、多様な主体がまちづくりに参画できるよう、これまで市が主体となってきた事業について、役割分担を柔軟に見直し、対話・参画・協働を進めることとしています。

(3)「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」

〔計画期間：令和2～6年度〕

：推進項目の一つに「環境づくり」を掲げ、「多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている」を基本目標とし、大学、企業等の多様な主体と連携することで、ネットワークを活用したパートナーシップのまちづくりを展開することとしています。

3. 協定締結の目的

本市と同社との緊密な連携のもと、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動の推進による、地方創生の実現及び市民サービスの向上等

(1) 市にとってのメリット

損保会社の知見を活かした、市民や企業に対する災害、安全、リスク管理に関する分野でのセミナーや講師派遣での協力を得ることができる。

(2) あいおいニッセイ同和損保側のメリット

地方自治体等への地方創生取り組みへのサポートを通じて、「地域密着」の確立を目指して社会貢献活動に取り組んでおり、地域社会、地域企業に役立つ会社となるべく、グループ企業で培ったノウハウを活かして、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っている。

4. 連携事項

各課へのニーズ照会結果及び同社との調整を踏まえ、次のとおりとします。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 子ども・青少年の健全育成に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) その他目的の達成に寄与すると認められる連携・協力に関すること。

5. 参考（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社について）

○本社：東京都渋谷区

○滋賀支店：大津市西の庄 19-11

○国内ネットワーク（昨年4月1日現在）

・営業部・支店 103 か所、営業課・支社・室 404 か所、損害サービス部 28 か所、サービスセンター・サービスオフィス・ほか 196 か所

○県内の包括連携協定締結状況（令和4年3月24日現在）

- ・滋賀県（令和 元年5月28日締結）
- ・草津市（平成29年2月24日締結）

栗東市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定書

栗東市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現と市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 子ども・青少年の健全育成に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) その他目的の達成に寄与すると認められる連携・協力に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市

栗東市長

野村 昌弘

乙 滋賀県大津市西の庄19-11

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

滋賀支店 支店長 清水 裕子